学生寮入寮希望者提出書類　よくある質問

・記入に迷うとき、書類の用意に悩んだときに

　ここでは、入寮希望調書の作成にあたりよくある間違いや、提出の際に不足していることが多い内容について補足しています。一通り用意できた方も、内容を振り返ってもう一度確認してみてください。

Q:様式１について

・本人、保護者の氏名は、それぞれ本人が自筆してください。また、入寮を希望する理由を書く部分を保護者の方が書いてくる例がまれにありますが、この用紙は申請者が入寮後に誓約書の役割を果たしますので、申請者本人のみ記載してください。

Q:様式2について

・家族の状況にある就学者とは、小学生以上の生徒、学生を指します。この部分に記載した内容は様式3の裏面部分に直結しますので、合わせてご確認ください。ただし、職業訓練校など通常の教育課程とは無関係のものを除きます。

・通学方法及び時間の部分は、福島県中通りに住んでいる場合のみ記入してください。それ以外の方は記入不要です。公共交通機関を使用しての経路ですので、乗り換え等の時間も考慮します。これが遠いほど有利になるというわけではありません。

Q:様式３について

・家族数は、様式２の家族の状況に記載される人数と同じ人数になります。例えば主たる家計支持者や兄姉が大学に通うため別居していても家族数に含めます。まれに、住民票謄本に祖父母の名前があっても同居していない、あるいは生計が別である、という家庭もありますので、そのような場合は様式２の特別な家庭事情の部分にその旨を記載してください。

・給与がある方については、源泉徴収票の「支払金額」の部分の金額を記入してください。源泉徴収票は毎年発行されるほか、勤め先で申請すれば発行されます。よくある間違いとして、所得証明書（課税/非課税証明書）の金額を記入する方が見られますが、これとは異なりますのでご注意ください。

　派遣社員の方など複数個所でお勤めの場合、それぞれの勤め先から発行してもらうか、一か所でまとめたものを作成してもらってください。

　自営業や副収入、農業や営業による所得のある方については、確定申告書の写しが必要です。第一表の所得金額等を記載すると同時に、専従者給与がわかるよう（いないため0円でも）第二表の写しも一緒に提出してください。

Q:様式４について

・様式以外に必要なものがかかれていますので、必ず裏面まで確認し、かつ該当する項目については〇をつける、封筒数を記入するなどし、提出漏れの無いようご用意ください。

Q:様式５について

・家計支持者が該当期間に就職、転職し、所得が１２か月分に満たない場合に職場に作成を依頼してください。様式下部に注意事項を記載していますので、依頼する際にこの部分を必ず説明してください。

Q:様式６について

・単身赴任など、主たる家計支持者の方の別居に限り申請することができます。例えば大学に自宅外から通う兄姉の分は、様式3の裏面で記載された人数に基づき選考の中で考慮されていますので、この様式は不要です。

４月入寮の申請では、昨年1月から１２月までの期間が対象となります。それ以降、それ以前の別居については金額算出の対象外となります。

必要経費の算出は、該当する項目に従い（光熱費は電気代とガス代の合算）、領収書などの証明書類の金額を記入してください。また、それらが１２か月に満たない場合、表中の（A）～（K）までの数字を算出し、見込額計を算出してください。

上記算出に使用した領収書の書類は一通り写しを提出していただく必要があります。その際、こちらにお送り頂くことのできる証明された支出のみが必要経費とみなされます。例えば1か月分の領収書が欠けている等の場合でもお送り頂いて構いませんが、その分は支出していないものとして計算します。（計算が合っているかの確認は最終的にこちらで行います。）

Q:４月１日時点と記入日で状況が異なる場合はどうすればいいですか？

A.４月１日時点での状況が優先されます。例えば、同居している方は現在取得できる住民票に名前があり、生計を同一にするものとして家族数に含めることになりますが、姉が４月から就職のため別居する場合、様式２の裏面にある特別な家庭事情のその他の部分に「４月から長女別居予定」のように記載していただき、家族の状況から記載を外してください。

Q:返信用の封筒は何通必要ですか？切手代はいくらですか？

A.結果の送付に使用するため1通必要です。また、速達で郵送するため３５４円分の切手を貼ってください。ただし、Ⅰ期選考もしくはⅡ期選考の対象で再選考を希望する方は、あらかじめ再選考の結果送付に使用する分を追加でご用意ください。

なお、結果を直接学生課窓口に取りに来る方については切手は不要ですが、結果を入れ

る封筒は必要です。また、切手がない方については結果の受け取り方法について確認の連絡をします。

Q:住民票謄本と戸籍謄本はどちらも必要ですか？

A.全員に出していただくのは、住民票謄本です。戸籍謄本は、母（父）子家庭であることの証明として必要になりますので該当される場合のみご用意ください。単身赴任で住所を移しているため一つの住民票に記載がない場合など、住民票のみでは母（父）子家庭であるか否かを判断できない場合があります。

Q:所得証明書（課税/非課税証明書）は収入がなくても必要ですか？

A.所得証明書は、収入源が給与のみか、そうでないかの確認に使用されます。申請時に取得できる最新のものを取得してください。特に多い不備として、給与所得のない方の分の提出がない場合があります。所得がなかったとしても所得証明書は発行されますので、取得のうえ提出してください。どうしても取得できないという場合はご相談ください。

【注意事項】

・書類は、すべて消せないペンを用いて記入してください。PC等で作成してもかまいませんが、自署を求める部分については本人が手書きで記入してください。メールでの送信は受け付けておりません。
・こちらから記載内容について確認の連絡をすることがあります。申請者本人の携帯電話に優先して連絡しますが、繋がらない場合はご自宅などの番号にも連絡しますので可能であれば留守番電話の設定をしておいてください。
・不足している書類や不備がある書類については再度提出を求めます。この場合に限り、必要書類を一時的にFAX にて送信することを認めます。FAXで先行させた書類は、別途必ず郵送してご提出ください。提出期限に間に合わないからといって、応募そのものをFAXで行うことは認めず、選考の対象から除外します。
・返信用封筒を送っていただいてから不要となった場合、入学後5 月をめどに学生課窓口で返却します。案内は学生向けの電子掲示システムで行いますので、保護者の方への通知はありません。期限までに受け取られない分は処分します。

・募集期間内に不備等があり必要書類がそろえられない場合、提出があっても選考の対象にできないことがあります。不備を解消する期間を考慮して期間内の早いうちから応募してください。

・記入例を併せて掲載していますので、そちらも参照しながら作成してください。
・近年、明細や源泉徴収票の電子化が進んでいます。電子版しか存在しない証明書がある場合は、その画面を印刷したものをお送り頂くことが可能です。